

第四十八回国会 商工委員会 議 録 第二十三号

昭和四十年四月二日(金曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 小川 平二君

理事 早稲田柳右衛門君

理事 加賀田 進君

理事 浦野 幸男君

理事 佐々木秀世君

田中 正巳君

中村 幸八君

長谷川四郎君

三原 朝雄君

松井 茂尚君

松平 忠久君

山下 榮二君

出席國務大臣

通商産業大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

總理府總務長官 白井 莊一君

通商産業政務次官 岡崎 英城君

通商産業事務官 山本 重信君

(通商局長)

通商産業事務官 大慈彌嘉久君

(鉱山局長)

中小企業庁長官 中野 正一君

委員外の出席者

専門員 渡邊 一俊君

三月三十一日

委員石野久男君辞任につき、その補欠として小松幹君が議長の指名で委員に選任された。

四月二日

委員小松幹君辞任につき、その補欠として松平忠久君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第九号

商工委員会議録第二十三号 昭和四十年四月二日

同日

委員松平忠久君辞任につき、その補欠として石野久男君が議長の指名で委員に選任された。

四月一日

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

通商産業の基本施策に関する件

鉱業に関する件(石油に関する問題)

通商に関する件(日中貿易に関する問題)

○内田委員長 これより会議を開きます。

四月一日に当委員会に付託になりました内閣提出の下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「支払期日」の下に「親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず」を加える。

第三条中「直ちに」の下に「公正取引委員会規則で定めるところにより」を加え、「内容並びに」を「内容」、「及び支払期日」を「支払期日及び支

払方法その他の事項」に改める。

第四条第七号中「又は第三号」を「若しくは第三号」に改め、「行為をした場合」の下に「又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料(以下「原材料等」という。)を自己から購入させた場合に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を差し引き、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

第六条中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に、「又は同条第三号」を「若しくは同項第三号」に改め、「行為をしたかどうか」の下に「又は親事業者について同条第二項各号の一に該当する事実があるかどうか」を加える。

第七条第一項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、「その下請代金」の下に「若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息」を加え、同条第二項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改め、同条第三項中「前二項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、

同条第二項の次に次の一項を加える。

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号の一に該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第八条中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理 由

下請代金支払遅延等防止法の施行後の経験にかんがみ、親事業者の遵守事項を追加すること等により、下請事業者の利益を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田委員長 總理府總務長官より趣旨の説明を求めます。白井總理府總務長官。

○白井政府委員 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本改正案の内容は、第一に、下請代金の支払期日は、給付の内容について検査をするかどうかを問わず、その給付を受領した日から起算すべきものである旨を明確にし、第二に、親事業者が下請事業者に対し交付すべき書面の記載事項として、下請代金の支払い方法その他の事項を追加し、かつ、記載事項については、公正取引委員会規則で定めるところとし、第三に、親事業者が下請事業者に対し有償支給した原材料等の対価を、下請代金の支払い期日より早い時期に、その下請代金と相殺し、または支払わせることにより、下請事業者の利益を不当に害することとなる親事業者の行為

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、
本案の質疑は終局いたしました。

○内田委員長 次に、討論に入るのであります
が、討論の通告がございませんので、直ちに採決
するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

採決いたします。
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○内田委員長 次に、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して小川平二君外二名より、本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を聴取いたします。板川正吾君。

○板川委員 ただいま提案いたしました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、私からその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当り、次の諸点につき必要な措置を講ずべきである。

一、特別小口保険の小企業者一人についての保険価額の限度額を五十万円程度に引上げるよう努めること。

二、特別小口保険の対象となる小企業者の具備すべき要件を定めるにあつては、所得税（法人の場合は法人税）及び事業税の納税に關する要件を厳格に過ぎないようにする。ことに、この二種の諸税の免税点以下の所得者及び居住要件についても適切な配慮をするよう努めること。

以上が案文でございます。

理由を申し上げます。
現行の小口保険は、一企業者の保険価額の限度額を三十万円とし、小企業者を対象としておるものであります。これらの対象となります小企業者につきましては、物的担保も乏しく、また保証人を得ることも容易でないため、信用保証協会の保証を受けることが困難な状況にあることは御承知のとおりであります。このような実情にかんがみ、今回の法律改正が行なわれ、無担保、無保証によります特別小口保険制度が創設されますと、物的担保に乏しく、また保証人を得られない状態の小企業者が、この制度によつて金融がより一そう円滑になるわけでありまして、しかし、小企業者が特別小口保険の対象となり得る具備すべき要件につきましても、省令の定めるところによることとなつておるので、省令の要件を定めるにあつては、小企業者の金融円滑化に支障とならないよう定むべきであるとの趣旨に基づきまして本決議案を提出した次第であります。

決議案を事項別に具体的に申し上げますと、第一は、特別小口保険の一人当たり保険価額の限度額を引き上げることでありまして、改正案によりまして、三十万円を保険価額の限度額としておりますが、今日の小企業者の資金需要、かつ小企業者の設備資金の所要額等の実情を勘案し、少なくとも五十万円程度に引き上げるよう努めるべきであります。

第二は、小企業者の具備すべき要件についてであります。特別小口保険の対象となる小企業者の具備すべき要件を省令で定めるにあつては、所得税（法人の場合は法人税）及び事業税の納税完納証明書を通去三カ年と定められまして、三カ年間にあつては、一カ年と定めることが適当だと考へるものであります。また、小企業者の中には、経営内容がよいのであります。減税措置によつて納税をしない者も多数いることなるわけでありまして、これら小企業者には本制度を利用することができなくなる結果、この小企業者の信用補完

の本制度の主旨に反することとなるので、今後この制度の推移に照らして、このような小企業者に対し、住民税の納税にて本制度の対象となり得るよう努めるべきであります。また、同一市町村に三カ年の居住要件につきましても小企業者の実情にかんがみ、年限を短縮するよう運用に弾力性を持った適切な配慮をすべきであります。

以上であります。詳細にわたる点は質疑において明らかにしておりますので、省略いたします。

本決議案は、わが国の小企業者の信用補完に万全を期する趣旨のもとに提出いたしましたことを御理解いただき、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○内田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本決議案を採決いたします。
本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立総員。よって、本決議案のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣より発言を求められております。これを許可いたします。通商産業大臣櫻内義雄君。

○櫻内国務大臣 ただいま行なわれました決議の御趣旨はこれを尊重いたしまして、今後善処をいたしたいと思ひます。（拍手）

○内田委員長 おはかりいたします。

本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひことは御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○内田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 次に、通商に關する件について調査を進めます。

日中貿易に關する問題について質疑の通告があらりますので、これを許可いたします。田中武夫君。

○田中（武）委員 中国貿易の問題につきましては、今国会に入りましても予算委員会においてわが党の石橋君、あるいは当委員会においても板川君をはじめ多くの方たちから、いろいろの角度から質問をしております。しかし、そのときには、少なくとも通産省あるいは通産大臣、これらは前向きにものごとを考へておる、したがつてその時点においてあまりつかないほうがいいのではないかと、こゝろからある観点からあえて質問をしながらしたのであります。しかし、もうこゝろ段階に至りましたので、いままでも多くの人が質問したのと全然観点を交へましたところから若干の質問をいたします。

そこで、まず第一にけさのニュースですが、日立造船所と中国との契約の期限が三月三十一日である、したがつて中国側は、更新をしない限り契約は自然に消滅した、こゝろの解釈をくだしたようであるといふことのニュースを聞きまして、これはまだ公式にそのことを外務省を通じて聞いておられるかどうかはわかりませんが、少なくとも契約の更新がなされない限り、その期限の到達によつて契約は当然無効になる、これは契約の本質であります。そういうふうな見解を中国側はくだしたようでありまして、その辺の事情をどうつかんでおられますか。さらに契約というもののついて、あらためてこれを延長する、あるいは更新する、そういうふうな意思表示が双方よりなされない限り契約は消滅するといふのが法律の原則であります。その点についての御見解をお聞きします。

○櫻内国務大臣 中共側が、三月末の期限経過によつて契約は失効したと、こゝろから解釈しておる一部の新聞報道でございますが、この点につきましても、いまの契約のたてまえによる論議はあつたにいたしまして、一応その事実について申し上げますと、日立造船の会社のほう、それからこれはL.T貿易でありますから高崎事務所、このほう

に、かような中共側の何か意思表示があるのかという点を本日確かめましたが、会社のほうにも、また高輪事務所のほうにも、それらの通知には何ら接しておらず、こういうことでございます。

それからこの契約のたてまえについてのお話でございますが、現実に三月三十一日が経過してあるのでありますから、法律論からいたしますれば、これは失効しておると解釈すべきだと思います。しかしその三十一日前に日本側の、すなわち会社からの意思表示が種々行なわれておつて、これに対する正式の回答もないようでございますから、その点からいいますと、ここではつきり失効したとか、まだ失効しないんだとかいうことが言いかねる状況でございます。

○田中(武)委員 会社からはどういふような意思表示をしておるのですか。そして期限が到達した場合にどういふようなことになるかというような、契約の内容はわかりますか。たとえば、当事者の片方が意思表示をした場合そのまゝ続つか、あるいは双方の同意が必要であるとか、何かそういうような、契約の中に期限到達に対する取りきめがなされておるのかどうか。

○山本(重)政府委員 日立造船と中国機械進出口会社との間の契約によりますと、三月の末までに輸出承認書及び、これはあとで往復電報で追加になった条件でございますけれども、日立造船が日本の国内において正常の金融方式で金融を受けるというところについての確認を得まして先方に通知をする、この二つの条件が満たされない場合は失効するということになっております。輸出承認書はもうすでに二月に日本政府から出してありますので、それを先方に送ると同時に、日立のほうから正常の金融方式によつて融資を受けるめどがついたという趣旨の連絡を先方にいたしましたように聞いておりますので、それがそのとおり向こうに受理されれば契約は発効するということになるように思います。その辺は非常にデリケートな点がございますので、先方がそれに対してどういふ最終

的な態度をとるか、向こうからの回答をまたないとはつきりしないというふうに思います。

○田中(武)委員 この日立造船の船舶の建造契約にあるいはニチボウのプラントの問題、なぜこんなことがたまたまのですか。何回も言われておりますが、一口に言つて何がゆゑにこんなことがたまたましたのですか。

○櫻内国務大臣 私の立場から申しますと、私自身が、どうしてがたがたするかわからないのであります。通産省としてとるべき措置をとつて承認を与えたのでありますから、あとは私は繰り返して言つておる通りに、契約がなだらかに履行されていく、そしてまた金融は金融で一方において考えられるべきものである。しかし、その契約が履行されない前にいろいろその問題が起きるということについては、私の立場、通産省側としては常に了解に苦しんで今日まで至つておるのであります。

○田中(武)委員 通産大臣も、何がゆゑにこんなことがたまたまするかわからない。そこで、大臣としてはこのがたがたの原因の推測はありますか。どういふ点を配慮すればがたがたしたことが正常に戻るか、そのがたがたの原因をどう理解し、それを除くためにどう努力しようとしておるのか、お伺いいたします。

○櫻内国務大臣 現在この経過を申し上げるよりも、最後の詰めのところを申し上げるほうがよいと思います。

三月三十一日までに延ばした。それで、その間に、いま局長が申し上げたような電報の交換によつてこれは延びておるわけでありましたが、しかしその間に、非公式ではございますが、中共側の意思表示として、三十一日までに輸銀を使うか使わないかということによつて、台湾が介入しているか、してないかのあかしを立てる、こういうふうなことが、いろいろな経過はございますが、話の詰めになつておると思つてございます。しかし、私としてはこの詰めに対してまともに答えていくということとは、すでに総理がしばしば言つて

いるように、日本は日本として自主的な判断をしていくということにとり、こういうことから、これにまともな答えていくことはいかがかと、こういう見解をとつております。しこつとして、また佐藤総理は二月二十四日に、台湾との関係においては、台湾の魏大使に対して、日本としては台湾からも中共からもやかく言われたくないのがある、自主的に判断をしていきます、こういうことを明白に言つておるのでありますから、私は問題はそこではつきりしてきておる。でありますから、この三十一日についてもこだわらずにいける、前向きにものごとを解決するゆゑんであらうというふうなことでございまして、その結果が、今回の政府の統一見解についても私は了承し、指示もしたというふうなわけでございます。

○田中(武)委員 そのがたがたした原因は、政治的事情にあるのか、いろいろあると思つております。今日では一応そのことは片づいたように受け取られておりますが、吉田書簡というもののいろいろな憶測なり、これに拘束を受けるか受けないかという問題がありました。そこで私はお伺いしますが、元総理の書簡は法律的にどういふ効果を持つのですか。

○櫻内国務大臣 実はこの吉田書簡についての論議につきましては、(田中(武)委員)元総理の書簡だと呼ぶ。この吉田書簡、もしくは元総理の書簡の表現でもけっこうでございますが、これについては、すでに総理が国会で意思表示をせられております。そしてそれに伴つて官房長官も私も、そのとおりであります。こう言つておるのでございますので、私も佐藤内閣の閣僚として、総理のこのお答えのとおりだと思つております。しかし私としては、この中国との貿易を進める意味におきまして、すでにその書簡問題については、二月二十四日以降の中国の国民政府の大使と総理との会見後においては事態は変わった、こういう立場をとつておるわけでございます。

○田中(武)委員 事態が変わつたと変わったのじゃないかということじゃないのです。私が聞いて

ているのは、元総理の書簡、これが法律の解釈を変更する効力を持つておるかということなんです。あります。

○櫻内国務大臣 これは法律的にはないと思ひます。また、これもしばしば申し上げるところでございますが、私ももとしましては、どこからも別段、こういう書簡があつてどういふことになつていくから、君らもよく考えろということではない、やはり信義上の問題と申しましようか、道義上の問題でございますし、それから、そういう範疇のことではないかと思ひます。

○田中(武)委員 私は前からそういう考え方を持つておつたのですが、外国との関係といふことが、外交上の事情といふか、そういうことについては吉田書簡が意味を持つかどうかといふことは別といたしまして、この吉田書簡が法律の解釈を変更するものでない、これだけはつきりいたしております。

そこでお伺いいたしますが、日本輸出入銀行といふのは一体何のためにあるのですか。輸出入銀行は、輸出入銀行法によつて規定せられた業務なり監督を受けるだけなんです。まず第一に、輸出入銀行が融資をするか否かはどかがきめるのですか。政府ががたがた言う筋合いのものじゃありません。輸銀自体がきめるのです。そうじゃないですか。

○櫻内国務大臣 それはそれとおりなんです。あります。したがつて、私は常に民間ベースで考慮されるべきものである、企業自体が努力すべきものである、こういうふうな申しておるのでございまして、現に最近における状況はそれとおりに行なわれておると思ひます。

○田中(武)委員 それならなぜ政府が国会答弁をもあわせて、好ましいとか好ましくないとか、あるいは民間ベース云々といふようなことばでやるのです。輸銀へまかしておけばいいじゃないですか。あなた方がこの問題をこころじらした原因は、吉田書簡なるものが法律に優位する、そういう考への結果ですよ。それじゃ、いまのたとへば

日立の問題を取り上げましよう。輸出入銀行法からいって法律上どこに問題がありますか。輸出入銀行法の第十八条の業務の範囲の第一号に明確に規定してある。それが輸出入銀行において、銀行業務のたてまえからなされないとかどうとかいう経済的な判断によって問題になるなら、これは話は別です。それ以前になぜ政治的な問題になるのか。

そこで逐次お伺いいたしますが、これは大蔵省来てないのですか。——来てなかったら、通産省答弁できますか。日本輸出入銀行法の第一条の目的の中に、「本邦の外国との貿易」云々がある。この外国というのはいくつ何ですか。

○山本(重)政府委員 先生非常に法律にお詳しいものですから、しろうとの私が申し上げるのもたいへん恐縮でございますが、従来の輸銀の運用の実態から考えまして、「本邦の外国」という場合の外国は、本邦以外の国をすべて含んでおるといふふうに思います。

○田中(武)委員 それでは、中華人民共和国は第一条にいうところの外国でありますね。

○山本(重)政府委員 この場合の外国というのは、国家として承認するとかしないとかいう問題にはあまり重きを置きませんで、本邦以外の地域という程度に従来了解して運用いたしております。

○田中(武)委員 それでは第十八条の業務の第一号、ここに明確に船舶がうたててありますね。いま問題になっておりますところの日立の問題をとりましました場合に、十八号一の輸銀の業務の中へ入るか入らないか。

○山本(重)政府委員 含むと思います。

○田中(武)委員 ならば、なぜ日立の問題が、輸銀を利用することに對して大きな問題になるのですか。法律的には何ら制限ありません。さらに、大蔵大臣じゃないからあれですが、第五章に監督の章がありますね。四十二条以下、政府は、具体的にいうなら主務大臣は大蔵大臣、輸銀を監督するのは四十二条以下の条文に定められた方法以外

にないのですよ。どうです、そうでしょう。それ以外の方法で——第一条の目的に沿うておる、十八号の業務の所管に入つておる、それをとやかく言うのはどこに原因があるのです。法律違反ですよ、政府が云々しておるのは、四十二条以下の監督権のみしか使えないのですよ。法律がたびたび成立するならば、主権者といえどもその法律に従うのが当然であります。これは通商局長にこう言うのは無理かもしれませんが、明らかに法律違反であります。これをお認めになりますか。

さらに委員長、これは通産大臣並びに通商局長に答弁を求めるのは無理かと思ひます。したがって総理、大蔵大臣の出席を要求いたします。

○内田委員長 田中君の御要望につきまして、は、理事會において打ち合わせの上善処いたしたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 いま当面の問題は、この日立造船の問題だと思ひます。それで金融のことについては、国内金融については別途考慮するという統一見解でございます。この別途考慮するということ、いま御指摘のように政府の考へておることが全面的に抵触するかどうかということでは私はなと思ひます。また現に、日立造船の松原さんなどの動きを見ていただいてもおわかりになるのではないかと、こう思ひます。

○田中(武)委員 大体私に言わせるならば、この問題に對して政府が統一見解を出すというふうなことが間違つておるんですよ。何のためにこんなことを出す必要があるんです。輸銀法にちゃんときまつておるじゃありませんか。法律がきまつておるのに政府の見解をことさらに出すところにおかしな問題があるのですよ。それでしよ。だから、これはあなたに質問し、今後の答弁を要求することは無理だと思ひます。総理の出席、それから総理には当然法制局長官がついて来ると思ひますから、したがって法制局長官、それから主務大臣としての大蔵大臣、これが出席することを前提として、きよりの質問は私は保留いたします。これ以上やつたつて、お気の毒ですが答弁できません。

○内田委員長 松平忠久君。
○松平委員 この問題に若干関連があることで、日中貿易に関連して質問したいと思ひます。
まず第一に伺いたいのですが、実はことしは通産省所管の見本市があらちこちにごさいます。その中で、モスクワで見本市が開かれる、それからもう一つは北京と上海で開かれる、こういうことで計画が進められておるわけでありまして。そこで、モスクワのは約五億圓かかりますが、その中で、ジェットロのほうの負担分が三億圓くらいということをお承つております。それから片方の北京、上海もやはり五億圓から五億三千万圓くらいという予定が一応予想されておりますが、そのほうは一億一千万圓、つまり中国側のほうは昨年の五千五百萬圓と、ことしの五千五百萬圓、こういうことになっております。そこで、最初にお伺いしたい点は、この予算というものは、おそらく事務的な折衝の段階で五億五千万圓というふうなきまつたんだらうと思ひます。予算折衝の段階で、まあ大臣ベースでできるものと、事務当局ベースでできるものとあると思うのですが、この五千五百萬圓は、昨年のと同額だということ、私は事務的にきまつたのではないかと、その当時、その当時のきまつた方といふか、一体どういふふうな大臣ベースできまつたのかどうか、その点ちよつと先にお伺いしたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 日工展に對します補助金につきましましては、大体従来の例にのっとりまして、事務的に年に五千五百萬圓ということ決定をいたしました。
○松平委員 その点についてはあとで触れますので、先に進めたいと思ひますが、さて、この日工展ですね。日工展は四つの民間団体が主催してやるということになっておるんですが、先般来、通産省の方向と事務局におけるいろいろな権限分野等に関連して、政府の意図に反するものがあつたというので、補助金を打ち切るということを政府側は決定をされたわけでありまして。ところが、その

の後において、通産側の要望を入れて主催団体のほうの事務分野等の権限内容というものを改めていく、こういう要望を入れたので、この復活を、つまりこの予算もまたつづけるんだ、こういうことになつたと聞いておるわけですよ。そこで、お伺いしたいのは、あそこには事務局というものがあつて、それから四つの委員会のようなものがあつて、その四つの委員会と事務局が権限を持って、理事長なんかロボットみたいなやつにしておく。いわば事務局がつかつていろいろなことをやるというふうな傾向があつたように私は思ひます。それはあまりよくないということをわれわれも当初から考へておつたが、通産側のこの日工展の主権団体に対するところの内部の権限等の改革案というものは、どういふふうに改革ということをおさせようとして、どういふことを向こうがみ込んだのか、それを大ざっぱでいいからちよつと知らせてもらいたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 一応民間ベースでやる事業でございますので、できるだけ自主性を尊重しまして、皆さんの話し合いで円滑に運用されることを願つてまいつておつたわけでございます。先般の規約では、四つの委員会がそれぞれ全く独立して権限を持っておりまして、理事長自身は、俗に言ひます浮いてしまふようなふうになり、それでは総合的な運用も期待できませんし、また、前回のうちに非常に大きな赤字を出した。これはいろいろな原因があつたと思ひますけれども、やはり全体をうまく統合していくことがぜひ必要である、こういう判断から規約を改めまして、理事長及び副理事長、それに事務局局長が全責任を持てるような体制にすることを私たちとしては強く希望したわけでございます。今回の話し合いによりまして、そういう体制ができるということが確認されましたので、補助金も、それならば昨年と同じように出そう、こういうことになつた次第でございます。

○松平委員 その際において、ジェットロの協力というものがあつたわけですが、ジェットロはそれに

対してどういふような協力をする事になつてお
りますか。

○山本(重)政府委員 ジェトロは、ジェトロにこ
うした展示会のほうの専門家もございすので、
人的あるいは技術的な面で協力をするということ
になつたわけでございます。予算としましては、
この日工展の予算と、それからジェトロプロパー
の予算とはつきり分離されておりますので、
ジェトロがこちらの日工展のほうにプラスして金
をさらに出すというふうなことは考えていない次
第でございます。

○松平委員 実は、数日来、一九六三年の日工展
で出品をした方々が私のところに見えまして、こ
ういふことを言っているわけですね。実はこの前出
品して、現在その出品品目について中共に輸出を
している、ところが、前回の日工展において、や
はり民間でほとんど経費をまかなう、こういうこ
とであるので、全部持つていったものは売る、売
らざる。こういうふうな傾向になつておるわけ
であります。この売つたものの中から一部をさいて
経費に充てている。そういうことであるので、持
ち帰るのがほんとうはいいと思うのだけれども、
売れと言ふからがまんをして売つてきたと言ふ
ですから、つまり、かなり安い値で売つてきたわ
けであります。ところが、その後において、中国
側からのオーダーというものは、その値段を基準
にしたオーダーがずつと出てきているのだ。だか
ら、自分たちはもう日工展に出品したくない、そ
れから同時に、出品してもそれは現地で売る、売
た金の中から経費に充てるのだということであ
るならば出品したくないし、出品したものは全部
持ち帰りたいのだ、こういう要望が私のところ
にはかなり来ております。私はそういうやり方が行
なわれたというところは事実であらうと思ふので
す。そこで、それはどこから来ているかという
と、やはり先ほど申したように、モスクワの場合
には五億円の中で三億円も出す、こちらのほうは
一億一千万円だというふうなことから、結局そ
ういふ一文惜しみの百銭失いというか、そういう結

果が出てきておるのじゃないか、こういうふうに
思ひます。そこで何いいたいの、今回はやは
り現地で全部売つてくるのか、どういふふうな
かつこうで出品されて、どういふふうなかつこう
で売られるのか、あるいは持ち帰るのか、その辺
のところはどういふふうになつていますか。

○山本(重)政府委員 先般来、日工展の基本的な
運営方針についていろいろ問題がございまして、
ようやく新しい体制ができたところでございます
ので、おそろくいま日工展側で、先生いま御指
摘のような点について、実施方式をいろいろ研究
しておる段階であらうかと考えます。

○松平委員 そこで大臣にちよつとお尋ねしたい
のですが、実は先般この日工展の総裁あるいは名
譽総裁というか、そういうことに業界から予定さ
れておる石橋氏が、去る二十五日に総理に会つた
わけでありまして、私はそのときの模様を聞いてみ
ると、石橋さんが、実は各業界から自分に総裁に
なつてくれ、こういうことであるので、自分はな
るつもりであると言ふことを言おうとする前に、
総理のほうから、お骨折りだけれどもあなたひと
つ総裁になつてやつてくれぬか、こういう話が総
理から出たのであります。そうしてそのときに
二つ話が出たのは、一つは、総裁になつてやる場
合においては、石橋さんは、自分は人事等につ
いては自分の手で、自分の思ふとおりにしてい
たいという、第二は、先ほど来私が言いました
ように、日工展を成功させるということは絶対に
必要である、しかもこれは本年九月に予定されて
いるのですが、その前後にフランスとルーマニア
の見本市がやはり同じ会場でやられるわけであ
ります。そういうことから言ひまして、まづ重
要であるが、これは率直に言つて金は金が足りな
いのだ、だからこれは何か考へてもらわなけれ
ば、やはりこの前に繰り返したやうな結果にな
つて、そして若干の金を借しんでゐるために安売
競争という結果としておはるのだ、だから
この点を考へてほしいと言つたところが、あなた
がもし総裁を引き受けてくれるというならば、そ

の点については自分は考へる、あなたを困らせる
やうなことはいたしませんし、金に糸目はつけま
せんよ、こういうことを言われたやうであります
。このことはまだ通産大臣に依つておるかと
うかわかりません。しかしながら、いままでの日
工展のあり方というものは、いま私が申しました
やうにむしろ出品者の犠牲において行なわれてお
り、またこの出品したあとの貿易というものは、
いま私が例をあげましたやうに、ことに中小の企
業者というものは喜んでおられぬわけでありま
す。安売りをせられるという結果になつておるこ
うな点について、きつめて不満の意を表しておる
わけでありまして、したがつてこのことについて、

私は、大臣としては少なくとも各方面の意向を聞
かれた上で、やはりこれを成功させるというため
にも、とくとひとつ大蔵大臣並びに総理と会つて
みてはどうか。そうして、石橋さんがなつたのだか
ら色をつけてやろうという、そういう気持ちでは
なしに、本格的にひとつ取り組むよう、こういう
決意でしていただきたいと思ふ。九月にやる
わけでありまして、いまのうちにからもう出
品者との間の契約その他を結ぶところ、追
られておるわけでありまして、そういうときである
から、赤字があつたならばある程度めんどろを見
てやるというやうな消極論では私はいかぬではな
いかと思ふ。ジェトロ時代にやつたこの前のモス
クワの展覧会におきまして、一億五千万円の赤
字が出ております。その赤字はどうしたかといへ
ば、それはたしか自販車振興会の金をこれに回し
ておるはずであります。つまりソ連の場合はそ
ういふことまでしてきただけでも、中国の場合はそ
れすらもやらぬ、そしていま通商局長が言うやう
に、過去に赤字があつたというところで、赤字が出
ないやうに——なるほど赤字は出してはいけませ
ん、なるべく出さないやうにするのがあたりまえ
でありますけれども、しかしそれを極端に言いま
すと、そのしわ寄せは業者にかかつてくるわけ
であります。そうして、貿易上たいへんな損失をす

る、こういう結果になるわけでありまして。そこで、
そういう遠い将来のことを考へてもらつて、大臣
は、この際早目に総理、大蔵と話をしていく必要
がある、私はこういうふうな思ひです。通産大
臣のお考えを聞かせていただきたい。

○櫻内国務大臣 まず、前段の石橋さんと総理の
会議の模様でございますが、まことに恐縮ござい
ますが、そういう会議のあつた事実は新聞報道
等で承知しております。また、ただいま御指摘に
なつた内容も、多少報道の上からも承知をしてお
るわけでございますが、しかし総理に私が会いま
してこれを確認したとか、あるいは大蔵大臣と何
か打ち合わせをしたとかいふやうなことはないの
でございます。また、日工展側は日工展側として
開催の準備を進めておつて、総裁人事についての
考へがあらうかと思ひますが、日工展のほうとの
間にもまだ何らの連絡もない、こういうことでござ
います。しかし、こゝやつて委員会でも取り上
げられた問題でございますから、このあと通産省
側としても積極的によりいふことかといふやうな
日工展のほうの意向も聞くとか、あるいは私自身
が総理に会い、こゝいふことは進めていきたいと
思ひます。

それから、先ほどから従来の日工展のあり方に
ついていろいろ御指摘を受けたわけでございます
が、これらの点につきましては私どもとしても
細心の注意を払つておるところでございます。従
来の機構で、そして人事で運営されておる実情に
は、補助金を出す上にどうも欠ける点があるの
ではないかといふやうなことで、ただいまお話の
あつたやうに改善されるまでは見合はしたいとい
ふ意思表示をしたこともございまして、その後杉本
新理事長を迎へまして、現在、今後の日工展の進
め方について種々協議をされておる段階でござい
ますが、先ほどからの松平委員のお話の中に、わ
れわれとしても十分考へなければならぬ点があ
らうかと思ひます。今後におきまして日工展の運営
が改善され、つぱに成功することを望むわけ
であります。

そこで、この補助金の関係についてお話があったわけですが、すでに四十年年度の予算も成立を見まして、私どもとしては、先ほど局長が申し上げたような経緯で昭和四十年年度五千五百二十九万円の補助金を計上し、合計一億八百九十二万一千円というものを用意しておるわけでございます。われわれとしてはこの補助金と出品者の負担によつて、その範囲でつづいてこの日工展の開催されることを期待しておるわけでございますが、ただいまの松平委員のお話も十分に参考にしておきたいと思ひます。

○松平委員 私が最初質問したときに、この予算は大抵ベースでござつたものかどうかということをお聞きしたところが、事務段階のベースでやられておるということをお聞かせいただきました。その後におけるいろいろな変化がござりますが、先ほど来の田中委員の質問も実はそれに關連しておるわけですね。さらにはまた、ほとんど時を同じくしてモスクワで見本市が開かれる。それから、總理自体がそういうことを石橋さんに言われておるということからいいますと、私は、事務段階ベースでこの点を大臣が処理なさるということではなくて、やはり政治的な段階にきておるという認識のもとに事を運ぶ決意が必要ではなからうか。これはもちろん折衝の段階においては事務當局を通してあるべきであらう。日工展からいろいろな計画が出てくるであらう。しかしそれともいまま私が申しましたように、半分向こうへ売つてくるんだ、こういうことにはなつておるようでありませう。そういうことと、必ずそこに無理がかつてくる。その無理は日本と中国の將來にとつてもよろしくない、こういうふうには私は考へておるわけですね。したがつて事務當局ベースで出てくるけれども、しかし最後の判断は大臣が、總理、大蔵とよく腹を割つて話されて積極的な姿勢をとつてほしい、私はこういうことを要望しておるわけでありませう。重ねて決意を伺はせていただきたい。

○櫻内閣務大臣 従来の日工展のあり方について

の欠陥の御指摘がございました。またそれに伴う今後の貿易の上に非常に影響もあり、障害もある事実は御指摘になつたわけで、この点は私も十分了解いたしました。現に日工展の準備が進められておるからでございます。必要があれば、私として總理なり大蔵と打ち合わせすることもあつちよはいたしません。

○板川委員 日中プラント輸出の問題で、輸銀の問題でちよつと關連して質問いたしたいと思ひます。

これは直接總理に聞くほかはないと思ひますが、一応政府の見解なるものを大臣に伺つておきたいと思ひます。

田中委員は法律論から議論をされましたが、この日立造船のプラント輸出、船の輸出に対して輸銀に取り扱われるかしないかという問題について、三十日に政府の統一見解なるものが発表されました。先ほど大臣は、別途考慮という発言をされておりました。ところが、新聞報道をしいに見ますと、どうも別途考慮という中に輸銀を含めるのだという説もあるのです。また、新聞の記事で、朝日新聞は、これから中国の態度に期待をするという意味合いの記事が多く、日本経済新聞は悲觀の記事が多い。政府の統一見解に対して、それぞればなな期待を持っておる、こういう状況だと思ひます。一体別途考慮というものはどういふことなんでしょうか。先ほど大臣が言われましたが、別途というものは別な道ですから、本来からいへば法律の命ずるところの扱いをすべきですね。そうだとすれば、それは当然の場合に輸銀の扱いにさせないという理屈はない。ただ別途の考慮というものは、結論としては輸銀の使用を認めない、こういう意味に解していいのですか。

○櫻内閣務大臣 これは正直に言つて、種々議論があつた結果こういう見解になつたということがあります。ほんとうだと思ひます。私が何べんもここで言つてゐるうちに、実際では本契約の上に輸銀がどうかというところは絶対にないのです。だから契約がどんなに履行されていくのが一番いい、こういうことも申しておるのです。そのうちにそれぞれの企業で、この金融はうまくないとか、こういう金融が希望だということが当然出てくるであらう。それがそれで考慮したらいよいよいいかというのを申しておるのであります。でありますから、日立が輸銀のほうへ、これは最近における情勢から輸銀が当然使われるのだ、こう言つてくれば、輸銀は輸銀でそこで判断をするという段階もありませう。あるいは新たな情勢があつて、これは問題がある、いまの法律論は別でござりますが、そこに政府が介入する場合が全然ないとは言へぬと思ひますけれども、しかし私の立場から言へば、あくまでもこれは民間ベースであつて、契約が従来こういう論議なしに本来履行されるべきなのです。それが遺憾ながらいろいろな問題があつた。いろいろな問題があつたけれども、その問題の一番急所は台湾の介入云々があつたから、その点については總理が台湾の大使に會つて、どちらかを言はずに、自主的にやる、こう言つた以上は、契約がどんなにされることも私は進むというのを言つてゐるのであります。遺憾ながら私のこの気持ちとはどこにも徹底せずに本日に至つてゐる。田中委員も御指摘のように、三十一日を前にしてのこういう見解を出すこと自体も、私の所見からいへばほんとうはおかしいのです。

○板川委員 倉敷ビニロンプラントのときには、政府は問題なく大臣の言うような意味において認められたのでせう。だからこのニチボロのプラントにしても、日立造船の船舶輸出にしても、その当事者が当然輸銀を認めてくれるものという前提に立つて契約をしたことは御承知でしょう。そういうことで向こうとの話し合ひをしてゐることは、それは契約の文書にあるないは別として、政府として関知しないわけではないでしょう。それから日立造船なりニチボロの当事者が政府に輸銀を扱はしてほしいということを強く要望していることも御存じでしょう。そうすると、そういう段階に立つて、いま大臣が言うように、政府はやる

というのだから、そんなことを言わなくていいじゃないか、わかつておることじゃないか、それなら、当然それは扱はれるという見解があつたつていいじゃないですか。これも新聞でわからないから聞くのだけれども、別途考慮というのは、輸銀も含めて別途考慮するとか、あるいは別途というからには輸銀は含めないという解釈もとられるだらう。一体また考慮とは何だ。考慮というのは、たとえば銀行団に裏話を政府がつけてやるから、ひとつ何らかの都合で輸銀の融資ができないようなことがあつても、それに対する損失は——輸銀の目的はこういうプラントや大きな設備機械類を輸出する場合に、日本は金利が高いのだから、その金利を外国並みに少なくもして輸出をしようというのが目的なんだから、その輸銀で扱はせなければ高い金利を払わなくてはならない、高い金利については政府が別途考慮する、それは銀行団の裏話にして政府は考慮するのだ、そういうことを言うのですか。これはどうも佐藤内閣の姿勢というものがはつきりしないですね。總理になるとときには、日中の解決は佐藤内閣でなければできないし、佐藤内閣こそ日中問題を解決する唯一の内閣だ、こういうたいそうえらそふなことを言つたが、どうも大事なことになるとさつぱり要領を得ない。これはどういふことなんでしょうか。輸銀の取り扱い、輸銀の融資は認めないというのですか、認めるというのですか、どちらかはつきりとひとつ統一見解の説明をしてもらいたい。

○櫻内閣務大臣 これは業者が努力すべきだといふことを私はいつも言つておるのであります。その努力をすることによつて、これは採算が立つのか立たないのかといふことになると思ひます。あります。それからまた御承知のように、この問題は中共側においても、その融資はどういう形でやるかといふことを問題にしているのではないのだ、これも明白にしておるわけですから、私としては、通産省の立場でいへば、その企業者に不当に負担をさせて、そして輸出をするといふことを看過するものかどうか。そうなれば、これは輸銀がも

しうまくないうるときには、うまくないうように、やはり輪銀は考へてやらなければならぬだろと思ひし、それからこの輪銀の關係は、輪銀へ書類を持つていくと、輪銀は強自に判断をするでしう。従来、これは私が御説明する必要もないと思ひのでありますが、輪銀は受託したものは全部一〇〇%そのまゝ事務的に承認をして輪銀を使ひしてゐるのかというところ、そうでもないのではありません。それは相手国の国内事情、信用度その他から考へて許可をしない場合もあるものであります。またこの日中間のことについても、中期の延べ払いなどは現に行なわれておるのであります。ですからこの点を、いまここで輪銀問題を対象にしてとやかく言うというところは、先ほども田中委員が言つたように、私の立場で言うべきものではない、輪銀側が言うべきことなのでありますから、全部別途考慮の中に大きく包んでいただきますと思ひます。

○板川委員 じゃこういうのですか。日立なりニチボーなりが輪銀に申請をしたならば、政府は一切輪銀の取り扱ひにまかせる、輪銀は法律に従つてそれを決断する、それで政府は輪銀の決定に一切何も言はぬ、こういうことなんですか。さつき通産大臣はそうでもなさそうなことを言うから問題なんです。ただ輪銀がその場合にできないというところは、いま大臣が言つたように相手方の信用の問題が一つあります。しかし、いま中国にそういう信用力がないというところは大臣も考へてないだらうと思ひます。もう一つは輪銀のワクです。輪銀のワクをはみ出してどんどん延べ払いの額がたまってしまつても、それはぐあいが悪い。しかし今日まで輪銀のワクがないから輪銀の融資をしないうというところは過去に例がないのであります。ですからワクがないということもない。中国が信用できないというところでもないでしょう。そうすると大臣、この日立とニチボーさんが正式に輪銀に申請をして、輪銀がオーケーと言つたら政府は一切文句を言はぬ、法律のとおり、信用とその融資のワクとを考慮して、いいと思つたら、輪銀がオー

ケーと言つたら政府は何ら一切干渉いたしませんか、どつちですか。

○櫻内国務大臣 それは統一見解とは少し解釈が違ふと思ひます。統一見解は、やはり別途考慮中なんです。だからこれは私にもう一つ積極的な答へを板川委員は求めておられるのかと思ひます。が、しかし私がこの別途考慮中を乗り越えて、また輪銀の立場をいろいろ推察しての答へ方は、私としてはどうか、またこれも先ほど御指摘があつたように、大蔵大臣が監督しておる問題について私がとやかく言うのはどうかと思ひます。私としては、あくまでも契約がなだらかに履行されて、その間に金融問題が解決される、しうしてまた企業者によけいな負担をかけることは私としてはどうも芳しくない、こういう見解を明らかにしておるのであります。それで先ほど申したとおり、これはあれこれ総合された統一見解で、私の立場によつて意見もあつた、その意見のあつた結果が、すみやかに契約が履行されるべきである、また金融は別途に考慮中である、こういうことになつたと思ひます。

○板川委員 結局こういうことですね。別途考慮という政府の統一見解の内容は、輪銀の融資は政府は認めるつもりはない、そのかわりに、輪銀融資をしないために負うマイナスの面は別途に政府も裏で話し合ひをする、損害を与えた日立とニチボー、さらに今後出る何がしかのプラント輸出業者に対しては裏で適当に配慮する、しかし表面からは輪銀には融資はさせません、裏で考えます、だから結局プラント輸出業者は別に損はないのだから、それで話し合ひをつけて輸出をしない、こういう方針でしょう。法律論は別ですが、いま政府の統一見解としてあるものの構想というものは、われわれが理解すれば、いま言つたように輪銀には扱はれないで、そのマイナス面は別途に政府が担保して損害をけないようにするから、こういう方式で商売しなさい、結局はこういうことになりますね。

○櫻内国務大臣 私、それも違ふと思ひます。そうならばこの段階ではつきり、輪銀は使はれないが金融については別途考慮、こうすればよいのですが、やはりそれは一がいにそういう解釈にはならないと思ひます。あくまでもこれは別途考慮の問題だと思ひます。

○板川委員 これはどうも水かけ論で、私の言ふことも大臣によくわからないし、大臣の言ふこともさっぱりわからない。これはひとつ総理なり大蔵大臣なりを呼んで聞くということにいたしまして、きょうは私はこの問題についてはこれ以上やりません。

○内田委員長 鉱業に関する件について調査を進めます。

石油に関する問題について質疑の通告がありま

すので、この際これを許可いたします。古川文吉君。

○古川委員 石油の販売業界の対策について四

点ほど御質問を申し上げたいと思ひます。

まず第一は価格指導の問題、それから給油所建

設規制の問題、揮発油の欠減対策の問題、金融措

置の問題、この四点について伺いたいと思ひので

あります。この四つの点は一括してひとつ御答

弁をお願いしたいと思ひます。この御答弁は鉱山局長

にお願ひしたいと思ひます。

まず価格指導の問題であります。本年一月以

来、石油精製元売り各社すなわちメーカ一に対し

ましては、新規精製設備の建設抑制、生産調整すな

わち減産及びこれに伴う減産特別融資の道があつ

せんするなど、通産省はメーカ一段階に対して非

常に強力な不況打開のための行政指導を行なわれ

たのであります。このため販売業者への販売価格

は、すでに石油業法によつて指示された標準価格

に達し、メーカ一段階での過当競争は一応ストップ

したように思われます。しかるにこれらの石油

を販売する業者は、大部分が御承知のよう

に中小企業であり、その組織している商業組

合の調整規程の中に、正札販売制を取り入れたい

と希望しておりますが、公正取引委員会との折

衝の過程で、実施がむずかしいということござ

います。それはどういふ事情になつておる

か。また正札販売が困難ならば、それにかわる措

置として何か方法はないのか。石油製品のような

重要物資の消費者価格の安定をはかるためには、

地方通産局の手で、きめのこまかい強い行政措置

が必要と思ひますが、通産省の鉱山局は、地方通

産局に対し何らかの指示を与えておられるのかど

うか、また消費者価格を通産局が指示して、それ

を守らせることはできないのかどうか、またこれ

によつて石油販売業者にも消費者にも目標を与え

ることができて、価格が安定される、こう思われ

ますが、どういふお考えか。

以上の点について、一応一括して御答弁を願

いたいと思ひます。

○大蔵政府委員 お答えいたします。

石油販売業界対策としての価格指導でございま

すが、たいへん広範な御質問をいただきました

が、第一は、現在どんな指導措置をとつてゐるか、

それに關連しまして、正札販売制はどういうこと

になつてゐるか、正札販売制がむずかしいよう

であるならば、どういふ指導方策があるか、こう

い御質問だと思ひます。

第一の指導措置でございしますが、ただいま先生

が御指摘いただきましたように、精製段階とい

いますか、メーカ一サイドに対しては、最近適正な

生産基準の施行とか、過当競争の排除とか、そ

ういふことをいろいろいたしまして、一時に比較を

いたしますと、だいぶ過当競争は是正されてきた

わけでありまして、従来こういふ過当競争が、石油販売業者にもよくない影響を与えまし

て、販売の業界も石油の価格が激しく変動するた

で、問題は、この千五百に確実に押えるといひますか、千五百力所とおりに守るといふことを、これからやりたいといふふうに考えます。どのようにな強い行政指導をやるかという点でございますが、給油所建設懇談会というのを地方及び各地区につくりまして、元売り業者、それから販売業者、それに通産省のほうも入りまして、適正な数量を押える。それから非常に込み合つております場所を避けるとか、それからどういふふうに行なわれているかということを迅速に調査をする。そういうことで実効を期していきたいといふふうに考えております。

○古川委員　次に、長年の懸案の揮発油の欠減の問題について伺いたいと思いますが、揮発油税法によりますと、欠減として税額の千分の十五の増付が認められておるわけでございます。これは揮発油がメーカーから消費者に渡るまでの全段階に

ついでに措置でございます。したがって、欠減千分の十五の取得は、メーカーも販売業者も関係しておるものであるにもかかわらず、現在ではメーカーだけが独占をして、販売業者には全く与えられていないというが実情でございます。揮発油税は、メーカーが納税義務者に指定されておる関係上、メーカーから販売業者に出荷する段階で課税される。したがって、販売業者は税金を含めた価格で消費者に販売しており、税額が過重であるために価格維持にも大きな影響を与え、販売業者が徴税のための犠牲者になっておる状態でございます。これらの事情からも欠減還付は流通段階にむしろ多く与えらるべきであると思ひます。この件についても、石油販売業界は二、三年ほど前からメーカーと折衝しているのに、いまだに結論が出ないようでありまして、この問題を通過省はどうお考えになっておられるか。通過省はいままで業界の指導をどういうふうにあつたのか。この問題について、メーカーと販売業者の取引条件その他の条件によって左右されるものではない。これは販売条件とは全く別個なものである。このことは税の経過措置における販売業者の手持ち課税の例を見ましても明らかであります。したがって、一部のメーカーなどで主張しておる通りに、流通段階の欠減は取引条件によってカバーしておるという理論は成り立たない。欠減還付はあくまで税法上の措置として、中小企業者であり、特に実質的に徴税の犠牲が大きい販売業者に還付されるべきものである、かように考えておりますが、この問題について通過省の御見解を伺いたいと思ひます。

○大蔵省府委員 揮発油税の欠減の問題でございますが、ただいま御指摘いただきましたように、もう二、三年前からの長い問題であるわけでありまして、御承知のとおり、揮発油は元売りの蔵出しをしましてから消費者の手に渡るまで千分の十五、一・五％の欠減、目減りがございまして、したがって元売り業者が蔵出しをいたしますときに一・五％だけ差し引いた数量に対して揮発

油税を納める、こういう形になっておるわけでございます。消費者に渡るまでに目減りといふことが、減つていくわけでございますから、その段階にそれぞれの一・五％に相当する税額の差し引き分は返されるのが理論的には正しいと思ひます。ところが実際の取引にいたしましては、ガソリンの正味の価格といふものと、税を抜きにしました正味の価格と税金分が別々に分かれておりますと、こういう複雑なことにはならないわけでございますが、実際上は込みにした値段で売られていくわけでございます。そのために非常にややこしいことになっております。そのために非常にややこしいことになりまして、元売りのほうから言わせると、取引条件次第で、両方込みにした値段で売つておるからその分は差し引いていくんだということも言えます。それから逆に販売業界のほうから言いますと、あくまでこれは税法上の問題で別なんだというふうな御主張になるわけでございます。従来ガソリンの価格が非常に高くてございまして、標準価格も相当下回るといふふうな状況でありましたので、元売り業界のほうから言いますと、消費税の転嫁が消費者に対して完全には行なわれていないというふうなこともございまして、昨年も元売り業界と販売業界で相当話をしたにかかわらず、これがまとまらなかったというふうな経緯があるようでございます。しかし、この一・五％という欠減率が行なわれまして、これは、三十二年のころからの話でございます。元売りのほうもそれから販売業界のほうも、ともに非常に密接な関係にある石油業界内部のことである、それが長い間解決されないということについては、いま申し上げましたような販売価格が一本になつて、あるいは販売経路が非常に複雑である。元売りから直接来ているところもありまして、途中さまざまな段階を経てから消費者の手に渡るというふうなこともございまして、いろいろわずかしい状況にあるかと思ひますが、いずれにしても、長い間解決されてないということは非常に遺憾に思ひます。あくまでこの問題は商取引の問題だといふふうに考えますが、できるだけ早

く解決されるように私たちが努力をしたいと思ひます。

○古川委員 欠減率の問題は非常に努力をされている。ただいまおっしゃることはございしますが、元売りの価格が標準価格に達しておる現在でありますので、ぜひともひとつ、いま局長は商取引の問題だと言われましたけれども、私は理論的には別個のものだと考えておりますので、ぜひともひとつこの問題は解決していただきたい。

さらに、最後にお伺いをするのでございしますが、御承知のように、メーカーには融資のあつておる。銀行からおられますけれども、流通段階に對しても、やはり中小企業である販売業者に対しては、当然考えなくちゃならぬと思ひますが、その点につきまして、どういふような積極的な考えを持っておられるか、ひとつ最後に伺ひたいと思ひます。

○大蔵省府委員 資金対策でございますが、御指摘のように、中小企業金融ということにならうかと思ひます。従来からもいろいろお話しは伺つておられますが、はつきりした御要望を聞きまして、善処していきたいと思ひます。商工組合、中小企業の関係の各金融機関に連絡をいたしました。そういう努力をさせていただきます。

○古川委員 御質問申し上げました点につきましては、通過省当局は私たちが望んでおるような方向に向かつて努力をしておることはよくわかりましたけれども、さらに一段と積極的にひとつ努力をしてくださることを希望申し上げます。私の質問を終わります。

○内田委員長 通商産業の基本施策に関する件について、調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 大臣にこの際伺つておきたいと思ひます。それは電気事業審議会委員の問題です。御承知のとおりに電気事業法が制定されたときに、審議会をつくり、その委員を選ぶことになつ

ておりますが、その折衝の過程で、社会党が推薦する者を審議会委員として選ぶ、こういうことが当時の福田大臣との間に非公式に話があつた。その折衝の経過を率直に申し上げますと、いま厚生大臣になつておられる神田さんが自民党の窓口として出られたわけですね。私は、社会党の電力対策特別委員会の副委員長をいたしておりますが、委員長であつた藤田さん、それから事務局局長であつた八木さん、私も出まして、そういうその点はそうするということ、福田前大臣は言うまでもなく、宮本公益事業局長等と、そういうことに実はなつておつたのであります。ところが、大臣、この点十分おわかりになつておられるので、私から詳細を申し上げる必要もありませんが、参議院の審議段階において、藤田進参議院議員との間にさらに突っ込んだ話し合いがなされ、さらにまた藤田新内通産大臣は藤田君に対して、書いたものを渡しておるということが伝えられておるわけでありまして、しかしその後、電気事業審議会の重要性と、早急にこれを設置して、それなりの役割りを果たしてやらなければならないにもかかわらず、今日に至るまで、その委員の任命がなされていない。したがって審議会が開けない、こういう状態にあるわけでありまして、この点、大臣はどうお考えになつておられるのか、いつ委員をお選びになるのか、いまのままの状態では審議会を構成しないでいこうとしておられるのか、率直にひとつこの際、大臣の所見を聞かせていただきたい。

○藤田内閣府大臣 ただいま電気事業審議会の問題についての経緯のお話がありました。私も大体そのように心得ております。また、私が藤田君に覚え書きを渡したことも事実でございます。これは否定いたしません。ただその間に問題がございまして、私は、就任直後でございましたので、藤田君に覚え書きを渡しましたときには、こういうことによつて審議会をきめられる、そういう見通しを、私も、また私も補佐する事務局局長も持つておつたようでございます。私は藤田君に、こういうことではないかという心づもりの覚え書き

を渡したのであります。しかしながら、先般、この問題はどうかという参議院の予算委員会での藤田委員みずからの御質問でございまして、それは、実はあなたには直接におわびをしておる次第だが、この覚え書きは、これを表に出して論議をする場合には、法律の明文上、どうもそれに触れる点もあるし、また、その後、国会の速記録等を読んでみると、どうもここに書かれておること、それは、そういう表面に残ったものとしては行き過ぎになつておるようでもある。したがって、先般来あなたには、これは私が手落ちで相済みないという事で、おわびをしておるわけでありました。しかし、そのメモの中には、いま中村委員も御指摘になつて、社会党からお話があつたように、われわれとして考慮してやれる場合もございまして、やれる部面も全然ないわけでもないんで、私としては、これはこれでおわびをするが、誠心誠意解決のために努力をしておるわけです。こういうふうに申し上げておるのであります。また現在の心境についても、その点は一つも変わりはないでございせん。ただ、非常に問題がむずかしい段階にきておりまして、それがために、こういう話は通産大臣が一人責任を負つて動いてみてなかなか打開できないじゃないかという御理解もございまして、結果、藤田委員と通産省の村上政務次官も加えて、六人の方が、それでは調整しよう、こういうことになりました。私としては、たいへんけつこうなことでありまして、何らかの結論が得られれば、六人の方の結論を受けて私は動くという事、こういうことでございまして、むずかしい問題だものでもございまして、結論が得られずに本日に至つておるようでもございまして、また、その間に藤田委員が了承のもとで何らかの打開をする動きもございまして、これも現に続けられておると思つてございまして、その場合に、私は藤田君に、せつかくのあなたの御努力でもある、しかし、かたがた六人の方におまかせもして

おるんだから、六人の方の御了解を得てやつていただかないと、また私がおしかりを受けるようなことでもないけない、いや、それはわかつておるというふうなことで、現にその努力が続けられておるといふわけでございまして。こういうふうな、非常に長い間のことで、いろいろな皆さんの善意ある御努力がございまして。私も別段これを遅延して、審議を設けないのであるとかいうような考へは一つもないのであります。私としても、一日も早くこれを解決して、そうして審議会が発足して、必要な政令、省令などがここで論議せられて実施されることを望んでおるけれども、いかんともいたしかたない情勢のままで本日に至つておるのか。私としては、法の定めるところによりまして、七月には電気事業法の実施をしなければならぬのでありますから、ぎりぎりまでに何とかしてこの審議会を設置され、また政令、省令を審議会で御協議を願つて後に実施をいたしたい、こう思つております。

○中村(重)委員 大臣が藤田参議院議員との間にいろいろと話し合ひをされ、そうして覚え書きを藤田議員に渡された、そのときの心境と現在の心境というものは変わりはなく、そのように理解をして差しつかえございせんか。

○櫻内国務大臣 私としては、何としてもこの問題を円満に解決をしたい、一日も早くしたい、その心境には全然変わりはございせん。誠心誠意何とかこれを、むずかしい問題だが解決をいたしたい、この熱意にも変わりはございせん。

○中村(重)委員 政治にはむずかしいことが出てくるものであることは私もわかつておる。しかし、いま大臣が言われるように、何としてもこれはどうにもならないことだというふうなことではないと私は思う。少なくともあなたは通産大臣であり、公益事業である電気事業を掌握する所管大臣である。その公益事業である電気事業の民主的な運営を行なわしめる上において、その審議会の果たす役割りがいかに大切であるかということの

認識も十分あられると私は思う。それならば、いろいろむずかしい問題がその過程において出てきたといたしましても、あなたの、通産大臣としての責任を果たさなければならぬという、その責任感の上に立つて、すみやかに審議委員を委嘱をし、構成をして、審議会を発足せしめる、こういうことでなければならぬと思ひます。それだけの決断なくして大臣としての任務を、責任を全うすることにはならぬと私は思う。どういう態度で、いつごろまでに審議会を発足させようとお考えになつておられるか、その点はつきりさしていただきたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 実は、私に決意もございまして。それから、その私の決意をお伝えもしておるのでありますけれども、こういう経緯をたどりましてから、でき得べくんば御了解の上でいたしたい。私はすでに決意をしておるのであります。しかし、その御了解が得られないのであります。その私の決意を一応申し上げますならば、これはいろいろな動きはございしましたが、結局、公の場で表明されている事実、これを基礎にして判断をする、決断をするのがよろう、こういうことで私は考えておるのでありますが、しかし、かりに私がおわびをいたしましても、一応はそういう意思表示をした経緯もございまして、藤田委員の御了解も得たいし、また、中村委員も八木委員もいろいろ御関係もあつたことでございまして、まず藤田委員の御了解が得られれば、こういうことではいかかかと申し上げたい気持ちはやまやまおるのでございまして、残念ながらそういふふうにはいかない。同時にまた、先ほど由したとおり、別途に調整の動きも行なわれつつあるものでございまして、そこに大きな期待を持ちながら本日に至つておるわけでありまして。しかし、いよいよ最後の段階には、どうしてもこれ以上方法がないからお断しをいたしたいということを言つて、場合によれば、おしかりを受けても決断をしたほうが、審議会が設置されて、そこで御協議を願うほうが私は好ましいと思つております。し

かし、いやそういうことはいけないのだ、こう言われれば、やはり初めからの経緯からいたしまして皆さんの御意見を尊重しなければいけない、こういうわけでありまして。私としてはすみやかに結論を得たい、こういう方針で進んでおるわけでございます。

○中村(重)委員 大臣は参議院のほうに十二時半までに行かなければならぬと委員長から連絡を受けましたので、これでやめますが、私はいまの大臣のお答えは納得いきません。藤田委員におわびをしなければならぬとか、中村、八木委員に對しても了解を受けなければならぬとか、どうしてそういうような答弁をなされるのか、了解に苦しむんです。その推測は藤田委員が名前をあげてあなたにした。あなたはそれを了承して覚え書きを出した。その人物が適当でないといふことが後日において発見された、明らかにしたといふようなことがあれば別です。しかしそういう委員を好ましくないと考えたのはあなたではないのです。第三者です。あなたは通産大臣として、藤田委員との間に、確かにこの人物は委員としてふさわしい者であると考えて了承を与え、覚え書きをお出しになった。それを第三者からいろいろちよっかいを受けたからといって、今日に至るまでそれを委嘱をすることができない、そして委員の構成、発足をさせることができないといふいふの事態において、適任者であるその者がいかにやめなければならぬといふような印象を受けるようないふお答えは納得できないのです。それからあなたは、四人委員会とか六人委員会とかにお願いをした、その委員会は努力しているとおつしやるけれども、私の知る範囲においては何もやつていない。それはあなたもわかつておられないはずはないと思ひます。ですから私は、いまあなたからそういう形式的な答弁を伺おうとは思つてお約束した以上は、公約をして覚え書きを出した以上は、それを実現することをあなたとしては当然やらなければならぬことだと私は思う。すみやか

に公約を果たし、この委員会の構成を行なつて、重要な任務を担当する委員会の審議が一日も早く開始されるようにあなたに強く善処を求めまして、私の質問を終わります。

○内田委員長 次会は、来たる四月六日火曜日午前十時より理事会、午前十時十五分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

昭和四十年四月六日印刷

昭和四十年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局